

決 定 書

申 立 人 全労連・全国一般労働組合鹿児島地方本部鹿児島市営電車・バス分会
分会長 X

被申立人 鹿児島市
鹿児島市交通事業管理者 交通局長 Y

上記当事者間の鹿労委令和5年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和6年3月11日第629回公益委員会議において、会長公益委員采女博文、公益委員田中佐和子、同新納幸辰、同長野信弘及び同森尾成之が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 事案の概要

(1) 本件は、申立人全労連・全国一般労働組合鹿児島地方本部鹿児島市営電車・バス分会（以下「申立人」という。）が、上記当事者間における鹿労委令和元年(不)第1号事件（以下「元年事件」という。）の追加申立てとして申し立てた3件の救済申立て（令和5年6月24日付け、同年7月5日付け及び同年9月9日付け）について、元年事件に追加せず、鹿労委令和5年(不)第1号事件（以下「5年事件」という。）とした事案である。

(2) 3件の申立ての概要は、被申立人鹿児島市（以下「被申立人」という。）による次の各行為が、いずれも労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第4号（報復的不利益取扱い）の不当労働行為に該当するとして、精神的苦痛に対する損害賠償金等による救済を求めるものである。

ア 令和5年6月24日付け申立てについては、申立人組合員が乗務しているバスに交通局長が乗車し、車内で自らが転倒事故を起こそうとしたこと

イ 令和5年7月5日付け申立てについては、申立人組合員を職員表彰式に出席させなかったこと及び申立人組合員の無事故記録を改ざんしたこと

ウ 令和5年9月9日付け申立てについては、定年延長制度の導入等が申立人との間で合意されていないにもかかわらず、申立人組合員に「60歳以降の勤務の意向調査書」を配布したこと

なお、申立人は、本事件の申立てにおいて「鹿児島市交通局」を被申立人としている。しかしながら、労組法第7条及び第27条にいう「使用者」とは、法律上、独立した権利義務の帰属主体であることを要するものであるところ、鹿児島市交通局は、地方自治法第2条第1項において法人とされる「鹿児島市」の構成部分たる内部機関であり、法律上、独立した権利義務の帰属主体であるとは認めがたいから、被申立人たる地位にあるものは法人たる「鹿児島市」とする。

2 本件手続の経緯

(1) 当委員会は、申立人及び被申立人に対し、令和5年9月27日付けで調査開始の決定通知を発出するとともに、申立人に対し、同年10月27日を期限として、申立書の理由を疎明する証拠書類等の提出を求めた。その際、当委員会は、申立人に対し、本事件は前述の元年事件の追加申立てとして申し立てられた救済申立て3件を新たな事件として取り扱うものであることを、同通知に添付した「事務連絡」において補足説明した。

また、同年9月27日に実施した元年事件の調査期日においても、同期日に出席していた申立人に対し、元年事件の審査委員長である労働委員会会長から、その趣旨を口頭で説明した。

(2) 令和5年10月3日、申立人から、架電により証拠書類等の提出期限延長の申出があった。これに対し、同月16日、当委員会は、同年11月17日まで延長する旨をメールにより連絡した。

(3) 申立人は、令和5年10月4日付けで、上記3件の申立ては元年事件の追加申立てであり、5年事件の開始については認めない旨の意見書を当委員会に送付した。

(4) 当委員会は、申立人に対し、令和5年9月9日付け申立てとともに送付された書証等に記載の書証番号については、5年事件として新たに番号を設けて読

み替える旨を同年 10 月 17 日付けで通知した。

これに対し、申立人は、同月 22 日付け（電・バス分-443 号）で、当該書証等は 5 年事件ではなく、元年事件に係るものである旨の文書を当委員会に送付した。また、同日付け（電・バス分-442 号）で、5 年事件は認めない旨の文書を送付した。いずれの文書にも、当委員会の 5 年事件に係る行為は不正であり、不正には加担しない旨が記載されていた。

(5) 被申立人は、本件申立てに対し、令和 5 年 10 月 27 日付け答弁書により認否を明らかにし、また、令和 6 年 1 月 12 日付けで書証を提出した。

(6) 申立人が証拠書類等を提出しなかったことから、当委員会は、申立人に対し、令和 5 年 12 月 8 日付けで求釈明事項を送付するとともに、第 1 回調査の日程調整の照会を行った。また、証人等尋問申請書の提出もなかったことから、同月 27 日付けで督促するとともに、第 1 回調査期日通知（出席依頼を含む。）を行った。

(7) 当委員会は、本件申立てに係る手続と並行して、申立人に対し、令和 5 年 12 月 7 日付けで労働組合資格審査に必要な書類の提出を求めた。

(8) 令和 6 年 1 月 12 日、当委員会は、申立人に対し、(6) 及び(7) で求めた書類の提出を督促した。

(9) 申立人は、令和 6 年 1 月 20 日付けで、当委員会の元年事件及び 5 年事件に係る行為は不正であり、不正への加担、参加はしないという趣旨の意見書を当委員会に送付し、今日まで、当委員会が求めている労組法第 5 条による資格審査の申請に応じていない状況が続いている。

(10) 申立人は、被申立人の答弁に対する自己の主張及び反論をなさず、円滑な手続進行に必要な証拠書類等の提出をせず、令和 6 年 1 月 30 日開催の第 1 回調査にも出席しなかった。

なお、令和 5 年 12 月 27 日に開催された元年事件の審問への出席にも応じていない。

(11) 申立人は、令和 6 年 3 月 1 日付けで、「追加申立書（令和 5 年 6 月 24 日付け、電・バス分-408 号）に記載のある「2 不当労働行為を構成する具体的事実」について」と題する文書を元年事件の審査委員長宛て送付した。

3 当委員会の決定

以上の次第であり、申立人は再三の説明、督促にもかかわらず、本事件を元年事件の追加申立てとして取り扱うことに拘泥し、当委員会の5年事件に係る行為は不正であり、不正には加担しない旨の意見書を提出した上、本事件の円滑な審査手続に対する協力を拒み続けている。このような申立人の対応からすると、申立人は、当委員会における本件申立てを維持する意思を、事実上、放棄しているものと言わざるを得ず、また、今後、申立人が資格審査の申請を行うことも見込めない。

よって、本件申立てについて、労働委員会規則第33条第1項第2号及び第7号に該当するので、主文のとおり決定する。

令和6年3月11日

鹿児島県労働委員会
会長 采女 博文